

## 令和2年第4回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和2年4月24日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所4階第2会議室
- 3 出席及び欠席委員
- |     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 新矢佳弘 | 欠席 |
| 3番  | 中田美穂 | 出席 |
| 4番  | 小出哲義 | 出席 |
- 4 出席職員
- |        |       |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 真鍋和聰  |
| 総務学事課  | 重安千陽  |
|        | 中川香代子 |
|        | 瀬川隆司  |
|        | 尾崎明菜  |
| 生涯学習課長 | 三井佳和  |
| 生涯学習課  | 安藤好博  |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和2年第4回大竹市教育委員会を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小出委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日4月24日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第17号 大竹市立公民館使用条例施行規則の一部改正について

議案第18号 大竹市総合市民会館条例施行規則の一部改正について

議案第19号 大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の制定について

小西教育長 日程第2「議案第17号 大竹市立公民館使用条例施行規則の一部改正について」、日程第3「議案第18号 大竹市総合市民会館条例施行規則の一部改正について」及び日程第4「議案第19号 大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の制定について」の3件は、関連する議題となるため、一括しての審議とします。事務局から説明を求めます。

事務局 関連議案のため一括して説明します。

提案理由ですが、議案第17号及び議案第18号については、特別の事情がある行事については、準備等の都合上、施設の優先確保の必要があるため、一般の使用許可申請受付期間に先駆けて使用許可の申請ができるよう規則の一部改正を行おうとするものです。

議案第19号については、特別の事情がある行事の基準及びその手続きについて必要な事項の制定を行おうとするものです。始めに、議案第17号及び議案第18号について説明します。

「大竹市立公民館条例施行規則」第9条第2項及び「大竹市総合市民会館条例施行規則」第12条第2項において、施設の使用許可申請は「原則として」使用する日を含めて3ヶ月前から受理することができるとしています。この「原則として」の規定に基づき、様々な団体から使用申請受付日前に施設の使用許可を希望する問い合わせがあり、その都度、行事の内容等を勘案し、許可・不許可の判断をしており、事務の遅延が生じる結果となっています。

そこで、規則中の「原則として」を削り、ただし書きにおいて「特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。」を加え、特別な事情があれば、使用申請受付日前に施設の使用許可申請ができるようそれぞれの規則の一部を改正するものです。

規則の一部改正に伴い、「特別な事情がある場合」の行事を明確にするため、「大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱」を制定したいと考えています。

議案第19号「大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱」の内容について説明します。

第1条は、この要綱の趣旨として、大会、イベント、地域の文化・スポーツ活動等のために、社会教育施設等を優先的に確保する際の基準及び手続について必要な事項を定めることを規定しています。第2条は、用語の意義を規定しています。第3条は、優先確保の基準を規定しています。具体的な行事として、第1号に大竹市が主催し共催し、又は後援する行事、第2号に本市以外の官公庁が主催する行事、第3号に各種文化・スポーツ大会、特記事項として、大会の実施そのものではなく、実施に際し行われる準備、練習等も含むとしています。第4号に大竹市総合型地域スポーツクラブが主催する行事、第5号に各種学校を含む教育機関が主催する行事、第6号に自治会連合会等公益的団体が主催し、共催し又は協賛する行事、第7号に興行、入場料を取って芸能・スポーツなどの催しであり、特記事項として、スポーツ以外の行事を含み、事前に会場を確保する必要がある規模のものに限るとしています。第8号にその他特に市長が認める行事、以上の8項目を規定しています。

第4条は、優先確保に係る受付期間及び受付方法を規定しています。優先確保基準の第1号から第4号は、公的な行事や市民が参加する各種行事と想定されますので、特にそういった行事を総合市民会館で開催する場合は、日程調整等が必要になりますので、使用する年度の前年度の12月に生涯学習課で調整作業を行うこととしています。

また、優先確保基準の第5号から第8号については、第1号から第4号の行事の日時が確定した以降に生涯学習課において受付を行うこととしています。

第5条は、これまで優先確保を希望する場合特に様式を定めておりませんでしたので、新たに申請書様式を作成し、これを提出するものとしています。

最後に附則ですが、本要綱の施行期日を令和2年5月1日と規定しています。以上、説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 議案の第17号、第18号が第19号の特別な需要があると認められる場合に優先確保できる行事というところにあてはまると考えていいでしょうか。

事務局 そのようにお考えください。

池田委員 1から4、5から8とありますが、これが優先順位の順番と考えていいでしょうか。

事務局 優先順位の順番ではありませんが、1から4、5は市の行事や市民が参加する行事であるので、これらを基本的には優先したいと考えています。

小出委員 市や自治会が主催する行事については、これまでも「原則として」というところで、その都度解釈して事前に1年先であろうが予約されていたと思います。それを具体的に明文化したという意味合いであろうと思いますが、申請書を提出すれば条件に適ったものであれば予約ができると解釈していいですか。

事務局 基本的にはご相談という形をとりたいと思います。1号から8号に該当するようであれば申請書にご記入いただき、申請書の下段に添付書類、資料を明記しています。最低限行事の要綱、プログラム等をつけていただいたうえで判断したいと考えています。

小西教育長 これからのニーズとして、社会施設の使用というのは地域、学校各種出てくるでしょうが、例えばトラブルなどがあつたから変更していくという理解でいいでしょうか。

事務局 担当によって考え方も違いますし、時代が変わることによって様々な行事の提案があります。そうした中で、昨年度許可されたのに今年は許可されないといった苦情もありました。基準を定めて今後は基準に合わせた形で施設の使用をしていただきたいと考えています。

小出委員 今回の改正によって、社会教育施設の稼働率というのが向上することが見込まれるのでしょうか。

事務局 昨年度の実績ではこういった特別な事情が59件ほどありました。主には市の主催行事が40件程度ありました。特に稼働率が上がるとか下がるではなく、本来の施設の目的にあつた行事をしていただく形になるかと期待しています。

事務局 今説明したように、稼働率というよりは先ほど委員が言われたように、今まで不明確だったものを明文化し、正確にガイドラインを定めましょうということです。担当が変わったらこっちはいいとか、次の担当になったら採用されるというのではなく、公平・公正というところが行政のやるべきことですので、これに基づいて公平・公正に審査をして、許可を出していくという手続きをすることです。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもちて質疑を終結します。本件を採決します。本件3件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 報告第12号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第5「報告第12号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第12号について説明します。

令和2年3月31日付け及び同年4月1日付けで発令した職員の人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第25条第2項の規定により、教育委員会において決定すべきですが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に代理し発令したものです。

3月31日付けで、総務学事課の大井一徳主幹兼管理主事が退職し、翌日に広島県教育委員会へ採用されました。

4月1日付けの異動については課ごとに説明します。まず、総務学事課は、広島県教育委員会から奥田健大竹小学校主幹教諭が主幹兼管理主事として転入しました。桑原崇志主査が総務部総務課に転出し、山本央子主任が主査に昇任し建設部都市計画課に転出しました。嘉屋祐作副主任が主任に昇格し、市民生活部市民税務課の尾崎明菜副主任が転入し、西尾文史郎主任主事が副主任に昇格しました。総務部産業振興課の坂本孝子主任主事が転入し、3月31日付けで退職した橋村哲也消防長が、参与として再任用となりました。

生涯学習課は、柿本剛課長が総務部総務課長として転出し、三井佳和主幹兼社会教育係長が課長に昇任しました。坂井渉課長補佐兼青少年育成係長が主幹に昇格し市民生活部市民税務課に収税係長を兼務して転出し、山田隆司主査が社会教育係長に昇任しました。総務部総務課の平山公美子副主任が転入し、井上裕樹主任主事が市民生活部自治振興課に転出しました。市民生活部自治振興課の島津宏祐主任主事が転入し、市民生活部市民税務課の大石憲吾主任主事が転入しました。須藤颯太主事が健康福祉部地域介護課に転出し、健康福祉部福祉課の三浦優華主事が転入し、金子しのぶ参与が引き続き再任用となりました。

以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

### 報告第13号 技能業務職員の給与に関する規程の廃止について

小西教育長 日程第6「報告第13号 技能業務職員の給与に関する規程の廃止について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第13号について説明します。

一般職の職員の給与に関する条例附則第4号及び第5号において、「必要な事項は規則で定める」と規定されていることから、本規程を廃止し、新たに「規則」として制定する必要が生じました。本規程の廃止に関しては、市長及び行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、教育長において臨時に代理し決定しました。

このことにつきまして、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第2項の規定により報告するものです。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

### 報告第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係訓令の整理について

小西教育長 日程第7「報告第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係訓令の整理について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第14号について説明します。

平成29年5月17日に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行される令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が始まることに伴い、関係する訓令について一部を改正する必要が生じましたが、市長及び行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、教育長において臨時に代理し決定したものです。

このことについて、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第2項の規定により報告するものです。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

## 報告第15号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第8「報告第15号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第15号について説明します。

大竹市通級指導教室通級審査委員会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

言語の通級とは、「話す・聞くなどの言語に関する部分で発達の遅れがある」方について、通常学級に在籍しながら言語に関する特別な指導を行うものです。

その決定にあたっては、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要があるため、本委員会において、毎年1月から2月にかけて審議、答申を行っています。

現在の委員の委嘱期間は平成31年1月1日から令和2年12月31日までです。その中で、構成委員である中学校校長を代表する者として、これまで中学校校長会会長に充て職で委嘱していました。しかし、中学校校長会より、会長に過度に業務が偏っているため、4月1日より、校長会から選出した校長を、今年度は小方中学校校長の大橋綾子氏にその職を充てたいという申し出を受けたことにより、新たに委嘱したものです。

任期は前任者の残任期間である令和2年4月1日から令和2年12月31日までです。以上で報告を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 任期が12月31日までとなっていますが、年度単位ではなく年単位になっているのはなぜでしょうか。学校も年度単位だし、教職員の人事異動も年度単位で行われることも多いと思いますが。

事務局 通教指導教室がいつ始まったのかはわかりませんが、当初よりそのような任期の設定をしたことが代々引き継がれているのではないかと思います。

小西教育長 他に質疑はありますか。

中田委員 委員の定数が9人以内とありますが、現在は何人でしょうか。

事務局 資料がないため、確認して回答します。

池田委員 任期の件ですが、他の報告事項などは年度末までになっているので、この際3月31日に変える検討をさせていただきたいと思います。

事務局 検討したいと思います。

小西教育長 任期については事務局で確認をし、できることなら3月末にそろえることを考えたいと思います。

他に質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。

報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

## 報告第16号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第9「報告第16号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第16号について説明します。

平成31年4月1日に委嘱した、大竹市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、令和2年4月1日付で委嘱をする必要が生じましたが、緊急やむをえないと認め、教育長において処理したものです。

大竹市立小中学校結核対策委員会は、大竹市附属機関設置に関する条例に定められた附属機関であり、委員の構成は、広島県西部保健所長、専門医、医師会を代表する者、学校医を代表する者、小中学校長を代表する者、養護教諭を代表する者です。担任する事務は、記載のとおりです。

今回も前回同様9名の方に委嘱をします。委員9人のうち7人が再任で、2人が新任でございます。以上で報告を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小出委員 結核対策委員会は通年どれくらいの開催があるのでしょうか。また、委員会で審議された内容が教育委員に報告される機会はあるのでしょうか。ないとすれば、昨年度の結核に対しての大竹市の児童の状況というのはどういった状況なのでしょうか。

事務局 児童生徒に対して結核に対する問診をします。問診の内容及び咳や痰が続く者については学校医を受診させることとなります。これらの2つの結果から、精密検査をする必要があるかを結核対策委員会で協議をし、精密検査が必要である方に対して精密検査をするものです。結核対策委員会は例年7月初旬頃に年1回開催をしています。

平成31年度の状況は、問診の結果、「咳や痰をする方、問診の状況から家族などにより患した方がいた」ということで1名。「高蔓延国に居住していたことのある方」が1名。「BCG未接種者」が1名の計3名について精密検査の必要があるのではないかということで提案をしました。

「家族等により患歴がある方」については、審議をした結果、西部保健所長が「保健所で対応しているので必要ない」との回答を受けたため、「高蔓延国の居住歴がある方」、及び「BCG未接種の方」について、精密検査が必要であると、結核対策委員会で決定をされました。これらの2名の方について、精密検査のお知らせをしたところ、BCG未接種の方は受診をせず、高蔓延国の居住履歴のある方が受診し、「異常なし」という結果がでました。

小西教育長 審議の報告についてはどうでしょうか。

事務局 審議の報告については、取り立てて場を設けてはいません。結核委員会の委員の委嘱についての報告の際に、報告をしています。

池田委員 BCG未接種で精密検査も受けていない児童生徒については、何らかの家庭的な課題があるのではないかと感じます。福祉の方との連携というのはされているのでしょうか。

事務局 BCG未接種であると学校から情報が上がってきた時点で、こちらも知っている方であったり、養護教諭の方から話があったりして、こちらとしても把握はしているのですが、福祉に情報提供をしていなかったのも、今後考えていきたいと思えます。

池田委員 BCGが未接種だったり精密検査を受けないとすると、他の予防接種など、いろいろな面で抜け落ちている可能性もあり、子どもの体調が気になる場所であるので、ぜひ連携を進めてもらいたい。

小西教育長 そのあたりについては、事務局でも状況をつかんで、関係機関とも連携を取りながら進めたいと思えます。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

## **報告第17号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について**

小西教育長 日程第10「報告第17号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第17号について説明します。

任期を1年として平成31年4月1日に委嘱した大竹市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

就学指導委員会は、大竹市の附属機関に位置づけられており、委員の構成は、学識経験者、専門医、福祉事務所長、小中学校長、小中学校特別支援学級担任等職員です。担任する事務は、記載のとおりです。

今回も前回同様16名の方に委嘱をします。そのうち12人が再任で、4人が新任です。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。



小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

### 報告第18号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

小西教育長 日程第11「報告第18号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 報告第18号について説明します。

教育上特別な配慮を要する児童生徒の障害の種類・程度等に応じた特別支援学級等への適正な就学先について、大竹市の附属機関に位置づけられている「大竹市就学指導委員会」へ諮問したところ、令和2年3月30日付けで答申されました。本来であれば本日の教育委員会において決定をすべきですが、保護者への通知等や学校での受け入れの準備にとりかかる必要があるため、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものです。

児童生徒の就学については、3月の定例会においても報告していますが、今回の報告も、急ぎよの転入であり、それには間に合わなかったため行うものです。決定の流れは前回ご説明いたしましたので省略します。全体の人数は、資料2にてご確認ください。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 転入してきた児童については、前任校においても特別支援学級だった児童なのか、こちらに変わってきて特別支援学級へと変わったのでしょうか。

事務局 1名は、元の学校でも特別支援学級に入っていたお子さんです。もう1名は、元の学校での就学指導委員会で次年度より特別支援学級に入ることが決まっていたお子さんです。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

### 報告第19号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う勤務時間の繰上げ・繰下げに関する基準の一部改正について

### 報告第20号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務実施要領の一部改正について

小西教育長 日程第12「報告第19号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う勤務時間の繰上げ・繰下げに関する基準の一部改正について」及び日程第13「報告第20号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務実施要領の一部改正について」の2件は、関連する議題となるため、一括しての審議とします。事務局

局から説明を求めます。

事務局 関連議案のため一括して説明します。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、感染の拡大防止や予防を図ることを目的に、教職員の勤務時間の繰り上げ・繰り下げに関する基準及び在宅勤務実施要領をいずれも令和2年3月2日付けで制定し、3月の定例会において報告しました。その後、4月6日付け通知「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染防止に向けた職場における対応について」及び4月7日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について」を踏まえ、一部改正する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

なお、主な改正内容は、妊娠中の女性職員及び高年齢職員への配慮の観点を取り入れたことです。では、教職員の勤務時間の繰り上げ・繰り下げに関する基準の一部改正について、ご説明します。

趣旨は先ほど説明したとおりです。対象職員は、1日の勤務時間が7時間45分に割り振られている職員で繰上げ繰下げを希望する職員が前提のため、記載を改正しました。そして通勤のために交通機関を利用している職員に加え、妊娠中の女性、高年齢職員、そして校長からの協議に基づき総務学事課長が認めた職員を追加しました。「総務学事課長が認めた職員」は、糖尿病などの基礎疾患がある、透析中である、抗がん剤を使用しているなどの理由で主治医から配慮を求められている職員のことです。その他については変更ありません。

次に、在宅勤務実施要領の一部改正について説明します。

趣旨は先ほど説明したとおりです。対象職員は、在宅勤務を希望していることが前提のため、記載を改正しました。そして通勤のために公共交通機関を利用している職員に加え、妊娠中の女性、高年齢職員、そして校長からの協議に基づき総務学事課長が認めた職員を追加しました。実施日については、「臨時休業日」に、期間は「当面の間」に変更しています。以上で報告を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 大竹市内の状況を教えていただきたいと思います。これは教職員のことだと思いますが、新聞には大竹市役所での在宅勤務ということが載っていたと思いますが、教育委員会事務局の中の状況を教えてください。

事務局 現在の状況ですが、特に認めることを願って申し出てくる教職員はいません。3月時点では1名ほどJR通勤の教職員がおりまして、繰り下げということで実施していました。大竹市役所の状況ですが、先週、市でも三密を防ぐために少ない人数で仕事をしていこうということで、現在、5割、6割程度、少ないところは3割で回しているところもあります。教育委員会事務局では午前・午後で分けて5割くらいにしたり、1日交替にしたり、土日も活用して有給休暇を取ってもらわないといけませんので、土日を活用すると勤務日の振り替えで行けるので、今のところ5月6日までの予定でローテーションを組みながらやっているところです。

事務局 生涯学習課は、3割から5割を基本として交代制勤務で行っています。公民

館，総合市民会館を休館している関係で，総合市民会館は空き部屋が多数あります。どうしても出勤しないといけない業務がある者は別部屋を設けて業務にあっているというのが現状です。

小西教育長 市役所の庁舎内も時期的に申請業務であるとか，そのあたりがあるのでどうしても期限があったりしてやむを得ずではありますが，工夫しながらやっているという状況です。なかなか厳しいですね。市民の皆さんにもご理解をいただいています。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件2件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって，本件2件は報告のとおり承認されました。

#### **協議・報告事項 令和3年度大竹市使用中学校用教科用図書の採択について**

小西教育長 日程第14「協議・報告事項 令和3年度大竹市使用中学校用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 教科書採択のスケジュールについて説明します。

小学校の道徳，中学校の道徳，そして小学校全教科の教科書の採択をこれまで行ってきました。今年度は，新学習指導要領による中学校の教科書採択となります。特別支援学級の教科書については毎年度採択しています。4年連続の教科書採択となりますがよろしくお願ひします。今回は中学校の学習指導要領改訂に伴う中学校の教科書採択です。採択種目ですが，国語，書写，地理的分野，歴史的分野，公民的分野，地図，数学，理科，音楽一般，音楽器楽演奏，美術，保健体育，技術分野，家庭分野，英語，道徳の種目です。

採択組織なんです，教育委員会と選定委員会と調査委員会があります。教育委員会において，採択方針を定め，採択の為の調査研究について選定委員会に諮問し，選定委員会の答申を受け，教育委員会議で協議し，採択を行います。選定委員会は，教育委員会が採択するにあたり，調査委員会が調査研究する項目を定めたり，調査研究結果に意見を付して教育委員会に答申を行います。また，地域の特色を生かすとともに多様な意見を反映するために，保護者や学術経験者に選定委員をお願いしています。調査委員会は，選定委員会から示された観点に基づき，調査研修を行い報告するものであり，専門的な調査研究を行うことから，現場の教員をお願いしています。また，調査研究は廿日市市の教員と合同で行うため，大竹市の選定委員会にも，廿日市市の選定委員会にも，同じ調査報告書を提出することになります。

では，採択に関するスケジュールについて説明します。県の採択基本方針が4月22日に発表されました。これを受けて今教育委員会では大竹市の採択基本方

針を制定する準備をしており、今度の5月15日の教育委員会の定例会において、令和2年度大竹市使用教科用図書採択基本方針の制定を議案として提出します。採択基本方針が決定しましたら選定委員及び調査員の委嘱・任命を行います。そして、教科用図書採択のための踏査研究を選定委員会へ諮問します。それを受けまして選定委員会は、第1回の会議を開催します。そこで調査委員会への調査項目を決定します。それを受けまして調査委員会が調査をして、選定委員会へ調査研究報告書を提出するという運びとなります。調査委員会の第1回の会議は5月27日に廿日市市で開催されることが決まっています。6月は調査委員会が各部会に分かれて調査をするんですが、それと併せて、教科書展示会を開催します。6月14日から27日頃まで総合市民会館のロビーにおいて、教科書展示会を開催します。

調査研究報告書の提出を受けまして、教科書採択選定委員会は、恐らく7月か8月になるかと思いますが、調査研究報告書を吟味し、教育委員会に対する答申の案を審議し、確定し教育員会に答申書を提出します。そして、教育委員会では令和3年度使用教科用図書の採択をするということになります。その後事務的な流れとして、県教育委員会へ採択結果を報告し、採択に関する資料を市のホームページで公開します。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。意見がありましたら、併せてお願いします。

池田委員 教科書を見せていただくのはいつごろになりますか。

事務局 昨年と同様6月の教育委員会議の際にお配りしたいと思っています。

小西教育長 6月の教育委員会の日の終了後配布します。スケジュールに従って、事務局の方で進めます。各教科書をしっかりと各教育委員さんの方でもご覧になっていただいて、様々なご意見をいただけたらと思います。

他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

#### 協議・報告事項 新型コロナウイルス感染予防等に関する教育委員会の対応状況について

小西教育長 日程第15「協議・報告事項 新型コロナウイルス感染予防等に関する教育委員会の対応状況について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 総務学事課から学校の方の状況を報告します。4月14日付け校長宛ての通知の写しを配布しています。4月14日時点で、広島県において「感染拡大警戒宣言」が発表され、全県的に感染拡大防止に取り組むことが要請されました。大竹市においても学校における教育活動を休止し、感染拡大防止を図るため、大竹市立小・中学校を一斉に臨時休業としました。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後対応の変更を行う場合があります。

臨時休業の期間は、令和2年4月17日から5月6日までとしています。臨時

休業中の児童生徒の生活への対応についてですが、「(1) 大切な学習の機会であることを指導する」、「(2) 基本的に不要不急の外出を控え自宅待機とするが、散歩や近くの公園等での運動は行ってよい。ただし大人数の場所の回避や手洗い等の徹底を行うように指導する」、「(3) 特別支援学級在籍児童生徒については、家庭において児童生徒だけで過ごすことが困難な場合は、保護者からの登校希望を聞き、時間を決めて学校で宿題や読書などをして過ごさせることとする。放課後児童クラブと同様の宿題や読書などを行わせる対応とする」、「(4) 日課表等の準備をしておく」、「(5) 児童生徒の家庭学習については、例えば数日に1回家庭訪問を行い、児童生徒の自宅の郵便ポストを介して宿題の回収及び配布を行うなど、計画的に取り組ませる。児童生徒及び保護者と直接会うことを極力避けるようにする」、「(6) 児童生徒の家庭学習の内容については、既習事項の復習に加えて、未習事項に予備知識を持たせるための予習になるものや、未習事項であっても教科書やワークシート等によって自分で学習を進められるものなど、学習内容や児童生徒の実態に応じて準備する」、「(7) 臨時休業中に学習や生徒指導上の事情等によって、児童生徒をやむを得ず登校させる必要が生じた場合、登下校時の事故の回避に係る指導を行うとともに、分散登校、マスクの着用、手洗いや換気の徹底等、十分な感染防止策を講じることとする」。

ただし、このことについては、その後4月16日に国から全ての都道府県に対して緊急事態宣言が出され、広島県においても知事から外出自粛の要請が出されていることから、4月20日付けで分散登校も含めて登校中止の通知を学校に行いました。緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、5月6日まで、家庭内の虐待等に係りスクールカウンセラーとの面談を予定しているなどの特段の事情がない限り、児童生徒を登校させないこと。学習課題の回収及び配布等については、家庭訪問や保護者の来校等によって対応するようにしています。特別支援学級在籍児童生徒への対応については、4月14日付け通知の対応としています。

臨時休業中の教職員の業務等については、「(1) 定期的な児童生徒の健康状態の把握」、「(2) 家庭での学習課題の作成及び添削、一人一人の児童生徒の学習状況の把握」、「(3) 校区内の見守り」、「(4) 教職員は勤務日には、基本的に家庭と学校との往復のみの移動とし、不要不急の買い物等は控える」、「(5) 休みの日も不要不急の外出を控える」、「(6) 緊急の用事等で他都道府県、特に緊急事態宣言対象の7都府県に行かざるを得ない場合は、必ず事前に校長に申し出るよう徹底」。

再登校については、一応5月7日からとしています。基本的に手洗いの徹底やマスク、三密の回避、給食においても向かい合わずに食べるといったことを徹底するということです。中学校の部活動については、7日から10日までは活動を行わないことにしています。それ以後の再開等については状況を見て判断することとしています。

5月7日以降ですが、国や県の方針を受けての判断となりますが、できるだけ来週の早いうちに判断ができ、学校、児童生徒、保護者等にも周知できればと思います。

事務局 生涯学習課からは、まず放課後児童クラブの対応から説明します。学校の休

校が4月17日から5月6日までということに伴い、放課後児童クラブ、学童保育の対応が必要となったので、通常時は放課後から午後6時までの預かりをしていましたが、時間を前倒して午前8時から午後6時まで時間延長をして対応しています。これに伴い臨時で新規の方の受付を行っています。受付期間は4月14日から4月16日までです。実際に新規で申し込まれた方は27名でした。前回臨時休校した3月2日から25日までの間での申し込みは35名でございましたので、多少少なくなっています。また、早急に保護者の方へ「こういう対応をします」という形で周知しました。14日には学校の一斉メールと大竹市のホームページ、フェイスブックに掲載し、15日には学校からの配布物へ掲載してもらっています。

現状としましては、感染予防対策として入所希望者が多数の場合は、三密を防ぐために学校の空き教室等を検討するということが方針とし、実際にみどり児童クラブについては、小方小学校の1階の西側プール側入ってすぐの教室1教室を借り、4年生以上を受け入れています。また、ひかり児童クラブは、大竹小学校2階の図書室を借りて、基本的には3年生以上としています。学年を問わず臨機応変にそちらに回ってもらうとかそういう運用をしています。

結果、現状の数値は前回あすなる、ひかり、みどり全体で、平日が多いですが、3月には1日平均で196人が3館全部で通っていましたが、今回は17日から23日の平日5日間平均で134人ですので、3月に比べれば実際に通所者も約30%減っています。保護者の方もコロナの感染に危機感を覚えて、登録はしているけど通わせない人も増えている。登録者数に対する出席割合も、前回は71%くらいが通っていましたが、今回は登録者に対する出席が平日の平均で42%となっています。3月の時にはかなり「密な状態」になっていたというのがみどり児童クラブでした。1日平均が51人くらい通所していて、非常に「密な状態」でリスクが高いということで教室を減らして現状で約30人になり、相当解消されています。

昨日、教育長と各児童クラブを回った際には、おおむね密集しているという状況ではなくて、指導員も意識を払ってできるだけ外のグラウンドで遊ばせるとか、体育館を利用するとか、そういう形でかなり分散をする指導をしていますし、席もぽつんと1人ずつ座らせるという状況です。

衛生管理については、学校の養護教諭の先生と連携して、アドバイザーとして指導に入ってもらい、こういう措置をした方がいい、ご飯を食べるときはしゃべらず前を向いて食べるとか指導をしていただいている。

検温カードも学校で取り決めているということなので、引き続き児童クラブの方も37.5℃以下の人しか受け入れていないという指導も学校と同様に取り入れています。

公民館等の施設利用について説明します。市内の公民館は、国の緊急事態宣言が発令され、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議でも決定されましたが、すべての公民館機能を中止とし閉館しています。ただし、総合市民会館については、生涯学習課に用事のある方など必要な場合は入れるような形にしています。

玖波公民館と大竹会館については、支所が開館しているので建物には入れます。ただし、公民館機能についてはすべて中止としています。その他、屋外施設についてもすべて使用中止としています。

また、学校開放事業についても、放課後児童クラブでの使用以外は全て中止、一般利用はすべて中止としています。以上です。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。意見がありましたら、併せてお願いします。

小出委員　　東京の様子とか首都圏の様子を見ていると、コロナの状況がすぐに収束するとは考えにくく、首都圏が収束してから地方の収束が始まってくるのではないかと思うので、まだ5月・6月に長期間の対策を練らないといけないように思います。今回の3月とか4月のように、子どもたちが自宅で待機するというのはこれまで経験がないと思いますが、この期間は学校として子ども達にはどういう期間として位置づけられるのでしょうか。これから自宅待機の期間が続けば、学校が再開した時には夏休みがこの期間に振り替えられるのかと考えれば、休暇期間という取り扱いなのか、又は自宅でも学習を先に進めるという取り扱いなのか。それによって先生方の生徒や保護者に対する指導も変わってくるのではないかと思います。先生方がどれくらいの頻度で子どもや保護者の様子を伺っているのか。連絡を取っているのか、毎日生徒の様子を見ているのか。学習の指導の方針にしてもどれだけ細やかな手助けができていのか、それが大事だと思うんですが、その生徒のスケジュールを日々先生として管理しているのか、健康状態を管理しているのかなどについてはどうでしょうか。

池田委員　　関連するのでよろしいですか。この通知については、先ほど説明があったように緊急事態宣言が全国に出た時点で少し変わったのかという気がしますが、宿題の回収・配布というのが、保護者や子どもと合わないというのはもちろんだと思いますが、宿題の配布や手紙の配布についてももう少し詳しく教えていただけますか。

小西教育長　　その他、関連してありますか。

小出委員　　緊急メールというのは各世帯に備わっているのでしょうか。私は大竹小学校の保護者だったが、一斉メールと相互通行のものがありませんでした。それは小中学校全てに備わっているのでしょうか。

事務局　　はい。

小出委員　　緊急メールがあれば、日々の連絡や相互の連絡というのは取りあうことは簡単だと思うのですが。

事務局　　今回は感染症のための臨時休業期間ということで、教育委員会が判断して決めることとなります。非常変災、大雨などの臨時休業もありますが、そちらは学校長の判断となりますが、感染症については教育委員会が臨時休業の判断をします。ただし、2～3日というものでもないし、インフルエンザでの学級閉鎖というものでもありませんので、特別な配慮が必要な臨時休業であると考えています。前回、3月2日から25日までの臨時休業については非常に急だったこともあり、学校も我々も準備が整わないまま休業に入りました。授業をど

うするのとか子どもが外に出てよいのとか、いろいろありました。追加追加で国の方からこのようにしたらよいというのが Q&A という形で出てきています。それを参考にしながら対応している状況です。今回子どもにとっては、自他の健康管理、自律する、子どもにとっての意識として、学習の機会として位置づけましょうと。そういうことで保護者にも協力していただかないといけないし、そのために学習計画表とか日課表とか先生がついてみているわけにはいきませんが、このように学習した、振り返りなどをしましょう、あるいは学習も、地域によってやっていることが違って、地域によっては 1 時間目何、2 時間目何と決めて、実際できるかどうかは別としてやっているところがあったり、午前中だけはやりましょうとかというところもあります。一応、午前中は外に出ないようにということでやっています。学習課題については復習をどんどんやり、未習事項は教科書を読むだけでも次の授業に臨むときに違うので、そういった意味での予備知識を少しでも持たせるための予習であるとか、学習内容によってはワークシートの工夫しだいによって、自分で進めていくことも可能なこともあるのではないかとということで、そういった宿題を用意しましょうと。ただし、家でやったからといって、授業をやったということにはならないので、来た時に授業をしないとイケないと考えています。

子どもたちの健康状態をはじめ、生活の状況の把握ですが、学校によって異なります。週 1 回電話して把握するところもありますし、もっと間隔を空けてというところもあります。文部科学省では 2 週間に 1 回程度は電話をするとか通知されています。何らかの形で直接会わないにしても健康状態など把握していくということです。

学習課題の配布と回収については、小学校はこの期間に予定しない、全部配ってきたときに回収と考えている学校もありますし、この期間に対策をして 1 回は保護者に来てもらってというところもあります。それもどうかというところは下駄箱に入れて持って帰ってもらうなど考えているところもあります。中学校については、緊急メールによって次の学習課題を知らせています。子どもが持っているもの、ドリル的な問題集であるとか、教科書を使ってこういうことをやりましょうとか、この復習をしましょうとか、来た時にテストをしますよとか、そういうことをメール配信しています。メールについては全員が入っているかどうか、機能を保護者が有していない場合などには電話で連絡しています。4 月に入ってすぐの対応であったので、小学校 1 年生はメールのシステムが整っていないケースもあったようですが今は整っています。当初は電話やお手紙でメールが使いにくいところもありましたが、今は大丈夫かと思いません。

夏休みの授業実施についてですが、方向性としては県の教育長の発言などからも 5 月 7 日以降も臨時休業が継続されるのではないかと思います。それがいつまで休校するのかを判断しないといけません。2 学期開始までにしなければならないのは、1 学期に計画している学習内容がどれだけできていないか、そのために何時間必要なのか。ただし、文部科学省も今までは標準授業時数を



超えてクリアしないといけないということでしたが、コロナの事態になって、必ずしも越えなくても違法とはならないという見解となっています。たとえば、ある単元を10時間でしなければならないところを、6時間であるとか7時間で工夫してするとか。知識と技能は積み上げ式の、たとえば算数や数学については次に行ったとき困るので、それについては確実に身に付ける。思考・判断・表現というのはまた時間を取ってほかの単元でもできるので、知識については中心にしてやっていこうなどの工夫で、10時間の単元を6時間から8時間くらいで進めていこうと。1学期の内容をクリアしないといけない。2学期以降も臨時休業になることを想定して、1学期と同様の事が起こると想定して、その時に何時間減るのか。夏休みのうちに登校できる期間の中でできるだけ進めておこうということも必要と考えています。早く終わるのは良いので、あとは復習をしたり、遅れている教科について授業をしたりとかいったところで、教科書を進めないといけないと考えています。併せて、運動会や体育祭など1学期に予定しているものは2学期以降に延期したうえで縮小します。学校薬剤師会会長に相談し、息継ぎ等の指導で飛沫が飛ぶ恐れや更衣室の使用等もあり、クラスターが起こる危険性があるので水泳指導もなしとします。その他、今の状況が続くと考えて、学習発表会や文化祭は、三密の典型的な状況になると思われるので中止と決めています。そういったところで生み出される時間も活用しながら、本来の日常的な授業をしっかりする方向で考えています。

小出委員　もっと長期化してくと思うので、生徒の学習指導についてはより具体的な方向性を示していかないといけないと思います。先生方から子どもや保護者への確認について、先ほど1週間に1度、県は2週間に1度ということですが、方法はいろいろあると思うので、もっと頻繁にメールや電話などで訪問せずともあるだろうから、子どもたちの健康や学習の状況の把握をしていった方がよいと思います。

中田委員　実際、中学生をもつ親としては休業というのはかなり複雑な思いです。本人たちも不安に思っているところがあり、新学期が始まっても1学期の内容ではなくて、前年の1年生の終わりに残った未履修の部分を、本来9時間でするところを3時間でやったという話を聞きました。まだ1、2年生は良いが、特に3年生は受験に向かう中で今学校に行けなというのは不安な部分があると思うので、そういうケアも再開した時にはしていただけたらと思います。今連絡をいただくのはメールで課題を一方向的に知らされるだけで、小方中学校では電話連絡などはありません。メールもクラスごとのカテゴリとか部活動のカテゴリ、地域のカテゴリなど、担任の先生からクラスへのメッセージ的なものが定期的を送られて来たら、子どもたちの気持ちも締まるのではないかと思います。家庭で自分だけで学習をするのは限界があるので、ダレてくる部分があり、そこは要所要所で直接先生と話をしたら気持ちも引き締まるでしょうし。休業前の学校便りに、校長先生からのメッセージで「皆さんならやれると思います」との激励のメッセージが書いてあり、それを読んで子どもも保護者もがんばろうという気持ちになったので、そういったのが一定間隔である方が、気持ちを持続できる、モチベー

ションを失わずに済むので、そういった対応があつたらいいかなと思います。

池田委員 これまでの対応について、学校で少しずつ違う部分があるということでしたが、今は保護者同士の横の情報網もあつたりするので、教育委員会でリーダーシップをとっていただいて、大竹市内の学校では、中学校・小学校単位で同じような対応がされる方が保護者も安心するのではないのでしょうか。これから長引けば長引くほど、ストレスも溜まってきます。電話連絡一つにしても、うちは担任からあつた、うちの学校はないとか一つでも、学校への不信へつながる部分があるので、先生方も不安で大変だとは思いますが、教育委員会の方で連携をとり大竹市内の学校ではどこも同じような対応をしているというようなことをしていただければ、終息した後に学校への信頼が変わってくると思います。また、今後先生方が短い時間の間に授業を進めていかなければならない時期が来るので、今の時間をしっかり活用して授業計画とその準備を進めていただきたいと思います。市内で感染はまだ聞いていませんが、発生した時にどのように対応していくのか。家族が帰省して感染するということもあつたので、管理職には、教職員のご家族についての把握もしていただいて、帰省した家族は発症しなくても、私たちの年代が先に発症してしまうこともあるため、大変だとは思いますが、管理職の先生には教職員の家族にも目を向けていただいて、しっかり把握していただければ瀬戸際で防げる部分もあるのではないかと思います。

小西教育長 学習の機会であるとか、子どもたちにメッセージとして「見ているんだよ。がんばれよ。」と訴えることで、信頼につながるのかなと思います。

事務局 実際に長期になると子どもに対して「見ているよ」というメッセージが必要だと思っているが、それができていない学校がありこれはいけないと思いますので、再度徹底したいと思います。それぞれ学校ごとに異なる対応もありますが、学校の規模とかにより、例えば玖波小・中であれば毎日でも訪問できるような気がするんですが、そのあたりは校長会で話しましたが、校長・教頭・教務主任も交えて協議をして、校長の判断でしっかりと前向きに動いてほしいと思っています。不十分なところがあれば、こちらで指導をしたいと思っています。教職員に感染者がでたらどうするかということですが、教職員も検温をしています。いくつか同居人に熱が出た、微熱がある、のどが痛いなどで病院へ行ったりという状態があれば、すぐにその者も、ちょっとでも風邪の症状があれば特別休暇を取るような対応をしています。4月の校長会では、もし1人でも子どもに感染者が出たらどうするのか、というところを、具体的に、出たとき、休み中、再開に学校がどう動くのかというのはこちらの方で示しています。それを応用して例えば放課後児童クラブで出たとか、教職員の同居人で出たとか考えて、できるだけいろんなことを想定した指導をしていきたいと考えています。

小西教育長 市民の方のご意見が直接委員の皆さんに入ってくることもあると思うので、その時は連携を取らせていただきたいと思います。

他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

小西教育長 日程第8でありました委員からの質疑に対する回答を事務局からお願いします。

事務局 報告第15号において「大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会の委員の人数についての質問がありましたのでお答えします。現在は8名です。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。  
これにて、令和2年第4回大竹市教育委員会を閉会いたします。

【閉会時刻 11時20分】

.....